

令和7年第3回山北町議会定例会の経過（9月11日）

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、認定第1号 令和6年度山北町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第11号 令和6年度山北町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを一括議題としますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議なしと認めます。

本件については、決算特別委員会に付託してありましたので、決算特別委員会の審査報告を委員長よりお願いします。

議席番号1番、和田成功決算特別委員会委員長。

1番 和田 改めまして、おはようございます。

それでは、決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

令和7年9月8日、9日、午前9時から、議場において、委員11名及び議長、町長、副町長、教育長並びに所管課の課長らの出席を得て、決算特別委員会を開催し、令和7年9月4日の本会議で当委員会に付託された認定第1号から第11号についてを審査しましたので、その経過、並びに結果を報告いたします。

本委員会では、所管する各部門の決算について、詳細な審査を行いました。

審査に当たっては、各事業の執行状況、予算との乖離、費用対効果、また今後の財政運営への影響など、幅広い観点から議論を行いました。

まず、全体としての執行状況ですが、歳入歳出ともに大きな不適正は見られず、計画的、かつ、おおむね適正に執行されていると評価しており、地域課題の解決や住民サービスの向上に一定の効果が見られました。

一方で、いくつかの点で課題も確認されました。これについては、事業開始の遅れや外部要因の影響によるものではありますが、今後は、年度内に確実に成果を出すための進行管理や、より柔軟な運営体制の整備が求められま

す。また、物価や人件費の上昇などによる支出の増が見られた分野もあり、今後の財政運営においては、一層のコスト意識と優先順位の明確化が必要である。

以上のような点を踏まえた上で、本委員会としては、今回の決算については妥当であると認めるものであり、原案どおり認定することが適当であると判断しました。

よって、まず、認定第1号から認定第9号については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号と認定第11号については、全員賛成で可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審査における主な質疑等については、お手元に配付されている議事録のとおりでありますので、後ほどお目通しください。

最後に、今後も健全な財政運営と町民サービス向上に向け、より効率的で透明性の高い行政運営により、持続可能なまちづくりに邁進されることを期待し、委員長報告といたします。

以上。

議長 認定第1号から認定第11号に対する決算特別委員会の審査報告が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、ここで、まず、認定第1号 令和6年度山北町一般会計歳入歳出決算認定について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多數)

議長 御異議がないので、認定第1号について採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第2号 令和6年度山北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第2号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第3号 令和6年度山北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第3号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第4号 令和6年度山北町町設置型浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第4号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第5号 令和6年度山北町山北財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第5号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第6号 令和6年度山北町共和財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第6号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第7号 令和6年度山北町三保財産区特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第7号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第7号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第8号 令和6年度山北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第8号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第8号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第9号 令和6年度山北町商品券特別会計歳入歳出決算認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第9号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、認定すべきものであります。

委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第9号は原案どおり認定されました。

続いて、認定第10号 令和6年度山北町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第10号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第10号は原案どおり可決及び認定されました。

続いて、認定第11号 令和6年度山北町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、認定第11号について、討論のある方はどうぞ。

討論がないので、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので採決いたします。

本案に対する決算特別委員会委員長の報告は、可決及び認定すべきものであります。委員長の報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 挙手全員。よって、認定第11号は原案どおり可決及び認定されました。

次に、日程第12、議案第53号 山北町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、水野教育長の退席を求めます。

提案者の説明を求めます。

町長。

議案第53号 山北町教育委員会教育長の任命について、次の者を山北町教育委員会教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月6日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、水野博文、住所、山北町谷ヶ298番地、生年月日、昭和34年6月7日、任期、令和7年10月1日から令和10年9月30日。

提案理由でございますが、現山北町教育委員会教育長の水野博文氏は、令和7年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を任命したいので提案するものです。

別紙の略歴についてはお目通しください。

議長 説明が終わりましたので、議案第53号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議案第53号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長　　挙手全員。よって、議案第53号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

それでは、水野教育長、着席願います。

次に、日程第13、議案第54号　山北町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長　　議案第54号　山北町教育委員会委員の任命について、次の者を山北町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月3日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、藤原千夏、住所、山北町山北972番地9、生年月日、昭和53年9月21日、任期、令和7年10月24日から令和11年10月23日。

提案理由でございますが、山北町教育委員会委員の小菅正子氏の任期満了に伴い、藤原千夏氏を任命したいので提案するものです。

別紙の略歴についてはお目通しください。

議長　　説明が終わりましたので、議案第54号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長　　御異議がないので、議案第54号を採決いたします。

原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議長　　挙手全員。よって、議案第54号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第55号　山北町人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第55号 山北町人権擁護委員の推薦について、次の者を山北町人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月3日提出、山北町長、湯川裕司。

氏名、工藤茂男、住所、山北町山北609番地の2、生年月日、昭和25年9月22日。

氏名、牛山良枝、住所、山北町山北2022番地、生年月日、昭和48年8月22日。任期、令和8年1月1日から令和10年12月31日まで。

提案理由です。山北町人権擁護委員として、工藤茂男氏と牛山良枝氏を推薦したいので提案するものです。

別紙の略歴についてはお目通しください。

議 長 説明が終わりましたので、議案第55号について、質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第55号を採決いたします。  
原案に賛成者は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第55号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第15、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動として、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、別紙のとおり議員を派遣することにいたします。  
なお、閉会中、変更があった場合は、議長にお任せ願いたいと思います。  
日程第16、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されております。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、議会運営委員長、総務環境常任委員長及び福祉教育常任委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、全日程を終了しましたので、令和7年第3回山北町議会定例会を閉会いたします。

なお、9時40分より、全員協議会を開催しますので、401会議室にお集まりください。

(午前9時23分)